各部課室

各出先機関

行する。 三月奈良県訓令甲第十一号)の一部を次のように改正し、 特別の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間に関する規程 令和四年三月二十一日から施 (昭和四十八年

令和四年三月十八日

奈良県知事 荒 井 正 吾

別表総務部知事公室消防救急課の項の次に次のように加える。

	属長が定める。		
る日	を超えない範囲内において、所	勤務する者	
八回所属長が定め	週間当たり三十八時間四十五分	術文化村に	術文化村
職員ごとに四週に	四週間を超えない期間につき	なら歴史芸	なら歴史芸

別表奈良県立美術館の項の次に次のように加える。

る日			
一回所属長が定め			
び職員ごとに毎週			
休日でない日)及			
その日に最も近い		者	保存事務所
その日後において、	所属長が定める。	に勤務する	造部文化財
休日である場合は、	分を超えない範囲内において、	人材育成係	・くらし創
月曜日(その日が	一週間当たり三十八時間四十五	保存修理·	文化・教育